

第8 水噴霧消火設備

令第13条及び第14条並びに規則第16条、第17条及び第32条の規定によるほか、次によること。

1 加圧送水装置の設置場所 ☆

令第14条第5号に規定される加圧送水装置の設置場所は、第4 屋内消火栓設備3の規定を準用すること。

2 水源 ☆

令第14条第4号並びに規則第16条第2項及び規則第17条第3項の規定によるほか、第4 屋内消火栓設備7の規定を準用すること。

3 配管等

配管、管継手及び弁類は、規則第16条第3項第2号の2及び規則第16条第3項第3号への規定によるほか、第5 スプリンクラー設備7の規定を準用すること。

4 制御弁

規則第16条第3項第4号の規定によるほか、第5 スプリンクラー設備9の規定を準用すること。

5 起動装置

規則第16条第3項第3号ホの規定によるほか、次によること。

(1) 自動式の起動装置 ◇

閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下この第8において「起動用ヘッド」という。）の開放若しくは自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、次のア又はイにより加圧送水装置及び一斉開放弁を起動できること。ただし、自動火災報知設備の受信機又は総合操作盤（以下この第8において「受信機等」という。）を設けている場所に常時人がおり、当該起動装置の操作部と受信機等との離隔距離が歩行距離30m以下で、かつ、火災の際、直ちに当該操作部を起動させることができる場合は、手動式の起動装置とすることができる。

ア 起動用ヘッドによる感知方式をとる場合

(ア) 起動用ヘッドは、標示温度が79℃未満のものを使用し、1個の警戒面積は、20㎡以下とすること。

(イ) 起動用ヘッド1個当たりの警戒面積は、当該取り付け面の高さに応じて、表1に示す数値とすること。

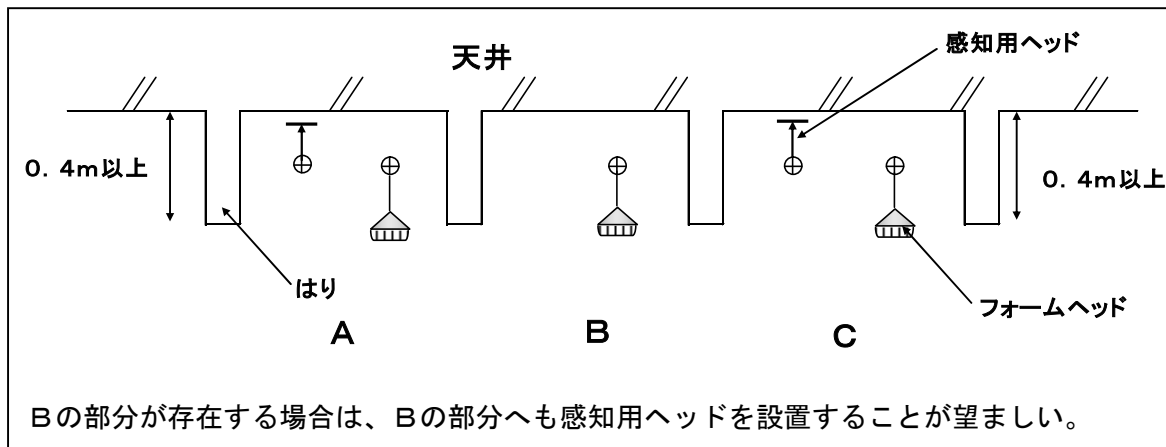
《起動用ヘッドの設置方法》

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1種	20㎡以下	7m以下	2種	20㎡以下	5m以下
	13㎡以下	10m以下		13㎡以下	10㎡以下

(ウ) 起動用ヘッドの開放と連動する場合のヘッドの設置は、第5 スプリンクラー設備17、(1)から(3)までの規定を準用すること。

(エ) 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、第5 スプリンクラー設備11、(1)、アの規定を準用すること。

《起動用ヘッドの設置例》



イ 自動火災報知設備の感知器による感知方式をとる場合

(ア) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動する場合の設置場所に適応する感知器の種別及び感知区域は、第3節第1 自動火災報知設備3の規定を準用すること。

(イ) 感知器の種別は、熱式の特種(定温式に限る。)、1種又は2種とすること。

(2) 手動式の起動装置

手動式の起動装置は、第5 スプリンクラー設備18、(3)の規定を準用すること。

6 非常電源、配線等

令第14条第6号の規定によるほか、規則第12条第1項第4号及び第4 屋内消火栓設備9の規定を準用すること。

7 標識

熊本市火災予防規則別表第1によること。